



土曜開催オークション

(バントラ/4輪小山/パーツ)



10月 開催スケジュール

10/3(土)	第6571回	バントラオークション
	第1901回	4輪小山オークション
	第10回	パーツオークション

10/10(土)	第6572回	バントラオークション
	第1902回	4輪小山オークション
	第12回	パーツオークション
プレミアムメンバーズコーナー実施		

10/17(土)	第6573回	バントラオークション
	第1903回	4輪小山オークション
	第14回	パーツオークション
架装メーカー・パーツコーナー実施		

10/24(土)	第6574回	バントラオークション
	第1904回	4輪小山開場39周年記念 & JU関連協オータムリレーオークション
	第16回	パーツオークション

10/31(土)	第6575回	バントラオークション
	第1905回	4輪小山オークション
	第18回	パーツオークション
産業設備・レンタルアップコーナー実施		

- ① 第7駐車場ひっ迫のため搬入をお断りする場合がございます。
- ② 10月17日(土)出品分は10月13日(火)13時以降の搬入にご協力をお願いいたします。
- ③ 早期にご搬入いただいた場合でも、ヤードの使用状況により出品番号が遅くなる場合がございます。
あらかじめご了承ください。

会員の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、10月9日(金)15時時点で十分な搬入スペースがございません。
皆様のご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

【Urgent Auction Announcement】

**Due to congestion at ARAI OYAMA Parking No.7, we may be unable to accept vehicles.
For vehicles scheduled for next week, please deliver them after 1:00 PM on Tuesday, October 13.
Thank you for your cooperation and understanding. Please note that, depending on yard
availability, later lot numbers may be assigned even if vehicles are delivered early.**

2026.10.24 [SAT]

【特設】

ディーラーインポートコーナー

小山会場にディーラー販社様より、厳選された良質車両が集結
皆様のご参加を心よりお待ちしております

出品規定	当社指定会員限定 【KLレーン】 出品番号 28001号車～29000号車 4輪小山 買取・ディーラーリース(22001号車～)のあと 4輪小山 初出品フレッシュ(23001号車～)の前 セリ上がり 5,000円
対象商材	ディーラー販社出品の輸入車
車両所在地	アライオークション 小山会場(栃木県小山市栗宮548)
搬出期限	開催翌週 火曜AM9:00迄
手数料	アライオークション4輪小山 基本手数料同等 ※提携する外部接続先からの参加手数料は、各接続先業者が定める手数料に準じます
下見代行	下見代行:可 FAX送信先:小山会場 回答方法:FAXまたはTEL
その他	オークション規約(乗用/商用)およびアライオークション4輪小山運用規定同様



クレームセンター専用回線 ガイダンスのご案内

クレームセンター専用回線
フリーダイヤル

0800-777-9060

2026年10月より

クレームセンター専用回線にガイダンスを設け、クレーム申告受付会場は下記内容の通りにて運用いたします

ガイダンス 1	土曜開催分 (パントラ/4輪小山/パーツ(トラック)) FAX : 0285-45-8446	受付会場
		小山会場

ガイダンス 2	金曜開催分 (4輪 ベイスайд) FAX : 044-288-0080	受付会場
		ベイスайд会場

ガイダンス 3	金曜開催分 (4輪仙台) FAX : 0285-45-8446	受付会場
		小山会場

ガイダンス 4	火曜開催分 (建機/農機/フォークリフト/パーツ(機械)) FAX : 0285-39-8851	受付会場
		総合機械 小山会場

※こちらのガイダンスは代表番号(0285-39-8818)へ転送となります

音声ガイダンスにしたがって、ご希望の番号を押してください おかけ間違いのないようご注意ください
各会場事務局へご連絡をいただいてもクレームセンターへお繋ぎすることはできませんので予めご了承ください

評価項目と判定基準 Assessment Items & Scoring Criteria

【キャビン】 CABIN

評価 Score	基準内容 Criteria
A	無傷もしくは小傷・薄傷程度あるもの 良好な補修粗があるもの No damage or only light scratches; acceptable repair
B	軽微な傷・ヘコミ・割れ・錆・腐食があるもの Minor scratches, dents, cracks, rust, or corrosion
C	目立つ傷・ヘコミ・錆・腐食が数ヶ所程度あるもの キャブ骨格に対し良好な修正があるもの Several noticeable defects; sound cab-frame repair
D	各所に目立つ傷・ヘコミがあるもの修正粗があるもの Widespread visible damage or poor repair
E	全体的に瑕疵が大きく大幅な加修を必要とするもの Major defects requiring extensive repair

【フレーム】 FRAME

評価 Score	基準内容 Criteria
A	錆・腐食がほぼなく綺麗なもの Clean, with almost no rust or corrosion
B	軽微な錆・腐食があるもの Minor rust or corrosion
C	目立つ錆・腐食(層状剥離・痩せ)があるもの 良好な修正があるもの Visible rust/corrosion or sound repair
D	全体的に目立つ錆・腐食が多く腐食穴や亀裂があるもの 粗悪な修正があるもの Extensive corrosion, holes/cracks, or poor repair
E	重大な瑕疵があるもの 全体的に酷い腐食があるもの Critical defects or severe overall corrosion

【ボディ】 BODY

評価 Score	基準内容 Criteria
A	無加修もしくは小傷程度の使用感があるもの Unrepaired or only light signs of use
B	軽微な瑕疵があるもの 良好な補修があるもの Minor defects or sound repair
C	目立つ瑕疵・補修があるもの Noticeable defects or repairs
D	各所に目立つ瑕疵・補修粗があり修正が必要なもの Widespread defects/poor repairs; correction needed
E	重大な瑕疵があり使用困難なもの Critical defects; difficult to use

キャビン
CABIN

ボディ
BODY

フレーム
FRAME

詳細につきましては別途ご案内「アライオークション規約(トラック・バス)」をご確認ください
For details, please refer to the Arai Auction Rules (Trucks & Buses).

2026年
10月より～
FROM OCTOBER 2026

トラック・バス商材における 項目別検査実施のご案内

Notice of Itemized Inspections for Trucks & Buses

下記の通り、より売買しやすい環境構築のため 項目別検査を開始いたします Itemized inspections will begin to make transactions easier.

【項目別検査の対象】

下記3つの主要部位を、項目別検査の中で補完評価
INSPECTION SCOPE・Supplementary assessment of
the three major areas below

01 キャビン **02** フレーム **03** ボディ
CABIN FRAME BODY

【評価項目】

ASSESSMENT ITEMS

従来
BEFORE

総合評価点 Overall score
内装評価 Interior



10月以降～
FROM OCT.

総合評価 Overall
内装評価 Interior
キャビン評価 Cabin
フレーム評価 Frame
ボディ評価 Body

【状態票の表示変更】

CONDITION REPORT FORMAT UPDATE

従来
BEFORE

評価点 Score	
3.5	
内装 Interior	外装 Exterior
C	



10月以降～
FROM OCT.

評価点 Score	
3.5	
内装 Interior	キャビン Cabin
C	B
フレーム Frame	ボディ Body
A	B

2026/9/5（土）より アライ4輪小山・バントラ落札限度額統一のお知らせ

アライオークション 4 輪小山の開催日変更にともない、アライオークション 4 輪小山とアライオークションバントラの落札限度額を**設定額の高い方へと統一させていただきます**。ご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

正会員

【変更前】

4 輪小山落札限度額

¥20,000,000

¥ 5,000,000

¥ 3,000,000

バントラ落札限度額

¥ 3,000,000

¥30,000,000

¥ 3,000,000

⇒

⇒

⇒

【変更後】

統一落札限度額

¥20,000,000

¥30,000,000

¥ 3,000,000

※アライオークション 4 輪ベイサイド、アライオークション 4 輪仙台、アライオークション総合機械、AI-NETについては従来通りとなります。

※ **4輪小山・バントラをご利用のデポジット会員様については落札限度額が合算になります。**（預り保証金合計額の5倍が与信額となります）

デポジット会員

【変更前】

4 輪小山落札限度額

¥ 3,000,000

バントラ落札限度額

¥ 3,000,000

⇒

【変更後】

統一落札限度額

¥ 6,000,000

Due to ARAI 4W Oyama being held on the same day as ARAI VT, the bidding credit limit will be determined based on the higher of the two currently assigned limits.

※ARAI 4W BAYSIDE, SENDAI, MACHINERY&MOTORCYCLE, and AI-NET are not affected by this change and will continue under the current policy.

※For deposit members, The maximum bid limit will be combined ARAI 4W Oyana and ARAI VT. (The credit limit is five times the total amount of the security deposit held.)

クレーンコーナー 出品規定改定のご案内

2026年9月5日(土)より、アライバントラクレーンコーナーの一部出品規定を下記の通り変更いたします

【出品可へ変更】

改定前 → 改定後(2026.9.5～)

製造番号一部不鮮明	不可 → 可	故意消去・二度打ちは除外
コーションプレート傷で不鮮明	不可 → 可	「傷・一部不鮮明」と記載
クレーンフック欠品	不可 → 可	欠品を記載
アウトリガーフロート欠品	不可 → 可	自立できる場合のみ
クレーンワイヤー欠品	不可 → 可	ブームを伸びないように固定
架装ボルト取付部欠品	不可 → 可	対象仕様を事前確認
架装品等あり	不可 → 可	架装品・改造加工を記載
ウインチセット	油圧のみ → 可	油圧・電気どちらも可

【出品不可を継続】

作動確認不可 |

オイルタンク欠品／アウトリガー欠品
伸縮用ワイヤー欠品／各所シリンダー欠品
ワイヤーモーター欠品／コントロールバルブ欠品
落札後の作動確認不可(伸縮用ワイヤーは戻し確認不可)

移動・安全上不可 |

旋回モーター欠品・破損／ブーム格納不良
ブーム・アウトリガー溶接固定／各所溶接固定
動作不可(破損大を含む・検査員判断)
※その他の固定は、十分な安全性があれば可

対象外・犯罪関与 |

コーションプレート欠品・偽造／ミニクレーン
ヒアブクレーン／ジャッキ単体／船舶用クレーン
プレート欠品・偽造は犯罪関与の観点から出品不可



出品時のお願い

状態・欠品・改造加工を注意事項欄へ必ず記載し、固定・自立・識別情報・対象仕様をご確認ください

皆様のご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします

Crane Corner Listing Rules Revised

From Sep. 5, 2026, selected rules for the Arai Van Truck Crane Corner will change as shown below.

[NOW ELIGIBLE FOR LISTING]

Before → After (from Sep. 5, 2026)

Serial no. partly illegible	No → Yes	Except erasure / restamping
Caution plate damaged / illegible	No → Yes	Note: damaged / partly illegible
Crane hook missing	No → Yes	Declare missing item
Outrigger float missing	No → Yes	Only if self-supporting
Crane wire rope missing	No → Yes	Secure boom against extension
Mounting bolt attachment missing	No → Yes	Pre-check applicable spec
Attachments / modifications present	No → Yes	Declare attachments / mods
Winch set	Hydraulic only → Yes	Hydraulic or electric OK

[REMAINS INELIGIBLE FOR LISTING]

OPERATION CANNOT BE VERIFIED

Oil tank / outrigger missing
Telescoping rope / any cylinder missing
Wire motor / control valve missing

No post-sale check (incl. retraction with rope missing)

MOVEMENT / SAFETY REASON

Slewing motor missing/damaged / boom stowage fault
Boom/outriggers welded fixed / other welded fixing
Inoperable, incl. severe damage (inspector judgment)

* Other fixing is allowed if sufficiently safe.

OUT OF SCOPE / CRIME RISK

Caution plate missing/forged / mini crane
HIAB crane / jack only / marine crane

Missing/forged plates remain barred due to crime risk



LISTING
NOTE OF CAUTION

Always disclose condition, missing parts, and modifications in the notes. Confirm securement, stability, identification, and applicable specifications.

Thank you for your understanding and cooperation.

産業機械コーナー出品規定

2026年9月

レーン	MNLレーン
出品NO.	39001号車～
搬出入場所	小山会場Aプール 第4倉庫内(24時間搬出入可)
出品可能商材	・タイヤチェーン ・ハイジャッキ ・セニアカー ・スポットクーラー ・ホイールバルンサー ・ロングジャッキ ・ゴルフカート ・オイルチェーン ・バギー
出品不可商材	事務局判断による
出品条件	・製造番号あるいは車台番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(製造時から番号のないものは除く) ・製造番号または車台番号は正規な番号のものであり、改ざんがないこと ・所轄官庁発行の登録ナンバー(役所ナンバー)付きの場合は、所定の手続きにて返納し、登録が抹消されており、車検証等の登録書類が無いものとする ・輸送上転倒や油脂類が漏洩の危険性がある場合、予防を施してあること
出品不可商材	・盗難品、犯罪関連品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっている場合 ・製造番号、車台番号の確認が明確でないと事務局が判断した場合 ・燃料漏れ、オイル漏れが著しく酷い場合、または事務局が危険と判断した場合 ・正常に作動しない、走行できない、あるいは大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合 ・部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合 但し、輸送都合で取外しの必要があると事務局が認めた場合はこの限りではない ・主要部分に欠品があり正常な機能をなさない場合(鍵、バッテリー、燃料タンク等) ・付属するアタッチメント等が作動不良のため、走行不可の場合 ・セット品としての出品 ・バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合 ・その他事務局判断による
基本ルール	・原則ノークレーム(出品票の誤記入はクレーム対象) ・不具合時ノークレーム(動作不良、損傷、部品欠品、災害、修復歴含む) ・評価点は0点
出品申込書	産業機械用出品申込書
提出書類	誓約書兼販売証明書
手数料	成約金額変動型手数料

(注1)出品料は希望価格により自動算出となります。
※希望金額未記入または価格調整時に希望金額を外した場合(99,999設定)は、MAX時の12,000円とします。
(注2)成約料&落札料は、成約金額により自動算出となります。
(注3)提携する外部接続先からの参加手数料は、各接続先業者が定める手数料に準じます。

クレーンコーナー出品規定

2026年9月

レーン	GHレーン			
出品NO.	31001号車～			
搬出入場所	小山会場Aプール 第4倉庫内(24時間搬出入可)			
出品可能商材	クレーン単体(車両積載型)			
出品不可商材	ミニクレーン、ヒアブタイプクレーン、クレーンジャッキ単体、船舶用クレーン 等 その他事務局判断による			
出品条件	・製造番号あるいは車台番号が打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できること(製造時から番号のないものは除く) ・製造番号または車台番号は正規な番号のものであり、改ざんがないこと			
出品不可商材	・盗難品、犯罪関連品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっている場合 ・製造番号、車台番号の確認が明確でないと事務局が判断した場合 ・オイル漏れが著しく酷い場合、または事務局が危険と判断した場合 ・主要部分に欠品があり正常な機能をなさない場合 ・その他事務局判断による			
基本ルール	・原則ノークレーム(出品票の誤記入はクレーム対象) ・不具合時ノークレーム(動作不良、損傷、部品欠品、災害、修復歴含む) ・3t吊り以上のクレーン検査証有効期限は翌月末以上あるものとする ・評価点は0点			
出品申込書	産業機械用出品申込書			
提出書類	誓約書兼販売証明書			
手数料	成約金額変動型手数料			
	価格帯	出品料	成約料	落札料
	～30,000円	1,000円	3,000円	3,000円
	31,000円～50,000円	2,000円	5,000円	5,000円
	51,000円～100,000円	4,000円	6,000円	6,000円
	101,000円～500,000円	8,000円	12,000円	12,000円
	501,000円～	12,000円	16,000円	16,000円
(注1)出品料は希望価格により自動算出となります。 ※希望金額未記入または価格調整時に希望金額を外した場合(99,999設定)は、MAX時の12,000円とします。 (注2)成約料&落札料は、成約金額により自動算出となります。 (注3)提携する外部接続先からの参加手数料は、各接続先業者が定める手数料に準じます。				

荒井商事株式会社
アライオークショングループ

重 要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 残暑の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を整理し、一部改定を実施いたします。また、アライオークション総合機械は、建機・農機・フォークリフト・パーツ・パーツ（バイク）の各商材特化型のオークション開催を開始いたします。これに伴い、各商材に合わせた新たな規約を制定いたしますので、各規約の内容につきましては、当社 HP でご確認ください。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましては精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

施 行 日 2026 年 9 月 1 日（火）

内 容 【規約改定】

1. オークション規約（乗用/商用バン）

1. 1 記載内容の変更（改定箇所前後比較）

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約（以下「本規約」という）は、荒井商事株式会社（以下「荒井商事」という）が主催する中古車両・機械等（以下、機械等を含めて「車両」という）のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約（乗用/商用バン）とアライオークション規約（トラック・バス）とに分かれるものとし、産業機械・パーツについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ総合機械オークションについては、別途、規約を定めるものとする。	第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約（以下「本規約」という）は、荒井商事株式会社（以下「荒井商事」という）が主催する中古車両・機械等（以下、機械等を含めて「車両」という）のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約（乗用/商用バン）とアライオークション規約（トラック・バス）とに分かれるものとし、クレーンについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライオークション建機、アライオークション農機、アライオークションフォークリフト、アライオークションパーツについては、別途、規約を定めるものとする。
第1章 総則 第10条(本規約の改定) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。	第1章 総則 第10条(本規約の改定、その他規定の制定等) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。

2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。	2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。
3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。	3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。
4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第 1 項の改定を承認したものとみなす。	4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第 1 項の改定を承認したものとみなす。
	5 アライ A は、本規約とは別に、手数料、会場ごとの出品・搬出に関する取り扱いルール、オークションのその他運営に関する規定（ルール、概要、その他名称のいかんを問わない）を定めることができるものとし、当該規定については、前4項が準用されるものとする。

2. オークション規約（トラック/バス）

2. 1 規約全文（各条文を含む）における「産業機械・パーツ」の表記を、すべて「クレーン」に改めます。

2. 2 記載内容の変更（改定箇所前後比較）

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約（以下「本規約」という）は、荒井商事株式会社（以下「荒井商事」という）が主催する中古車両・機械等（以下、機械等を含めて「車両」という）のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約（乗用/商用バン）とアライオークション規約（トラック・バス）とに分かれるものとし、産業機械・パーツについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライ総合機械オークションについては、別途、規約を定めるものとする。	第1章 総則 第1条(目的) アライオークション規約（以下「本規約」という）は、荒井商事株式会社（以下「荒井商事」という）が主催する中古車両・機械等（以下、機械等を含めて「車両」という）のオークションに関し、荒井商事と会員との間の権利義務や運営方法等について定め、オークションが公正に運営されることによって、会員及び流通業界の発展に寄与することを目的として定める。また、本規約は、車両の種類・形状等に応じて、アライオークション規約（乗用/商用バン）とアライオークション規約（トラック・バス）とに分かれるものとし、クレーンについては、トラック・バスに含まれるものとする。なお、アライオークション建機、アライオークション農機、アライオークションフォークリフト、アライオークションパーツについては、別途、規約を定めるものとする。
第1章 総則 第10条(本規約の改定) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。 2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。 3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。 4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第 1 項の改定を承認したものとみなす。	第1章 総則 第10条(本規約の改定、その他規定の制定等) 1 アライ A は、その運営上必要かつ相当であると認める場合、会員の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時改定することができるものとする。なお、本規約が改定された後の会員の権利義務その他アライ A の運営・管理に関する条件は、改定後の新規約を適用するものとする。 2 アライ A は、前項の改定を行う場合、14 日以上の予告期間において、改定後の規約の内容をオークション会場内にて開示する他、書面での通知またはアライ A のホームページ上に表示する。 3 会員は、本条第1項の会場内における開示、書面による通知及びアライ A ホームページ上の表示内容を常時確認しなければならない。 4 アライ A は、会員が改定後の最初のオークション取引に参加した場合、当該取引への参加をもって、本条第 1 項の改定を承認したものとみなす。 5 アライ A は、本規約とは別に、手数料、会場ごとの出品・搬出に関する取り扱いルール、オークションのその他運営に関する規定（ルール、概要、その他名称のいかんを問わない）を定めることができるものとし、当該規定については、前4項が準用されるものとする。

変更前(削除・変更箇所は青字表記)	変更後(追加・変更箇所は赤字表記)
産業機械・パーツ・ボディ専用規約 第1条 (運営) 1 アライ A では、産業機械・パーツ・ボディ(車両系機械・車両系パーツ「以下、産業機械」という)に関する運営を、アライ A 各会場ごとに定めるものとし、その詳細をアライ A ホームページ内、各会場「出品規定」に掲載する。 2 アライ A では、産業機械・パーツ・ボディに於ける出品物を、下記内容にて区分する。 (1) 機械として区分するものは、出品された機械自体で稼働(作動)することができるもの (2) 部品・パーツ(以下「パーツ」という)として区分するものは、出品されたパーツ自体では稼働(作動)することができないもの(エンジン・ミッション・パワーゲート・タイヤ・足廻り等) (3) ボディコーナーにおける出品物は下記のものに限る 平ボディ・ローダーボディ・ダンプ・脱着装置付きコンテナ専用ボディ及びコンテナ(箱)と箱(アルミバン・ウィング・冷凍用バン)	クレーン・ボディ専用規約 第1条 (運営) 1 アライ A では、クレーン・ボディに関する運営を、アライ A 各会場ごとに定めるものとし、その詳細をアライ A ホームページ内、各会場「出品規定」に掲載する。 2 アライ A では、クレーン・ボディに於ける出品物を、下記内容にて区分する。 (1) クレーンコーナーにおける出品物は下記のものに限る クレーン単体(車両積載型) (2) ボディコーナーにおける出品物は下記のものに限る 平ボディ・ローダーボディ・ダンプ・脱着装置付きコンテナ専用ボディ及びコンテナ(箱)と箱(アルミバン・ウィング・冷凍用バン)
第2条 (出品規定) 産業機械・パーツ・ボディに関する出品の基本を、以下のとおりとする。 1 機械・パーツ・ボディを出品する際は、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。 2 出品するすべての機械・パーツについては、製造番号または車台番号が、打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できるもの(製造時から番号の無いものは除く)とする。 (1) 陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)は、打刻による車台番号の確認ができるもの (2) 製造番号とは、各出品機械・パーツ・ボディの出荷時に製品つけられた番号(シリアルナンバー) (3) エンジン等の部品番号は製造番号とはしない 3 製造番号または車台番号は、正規な番号のものに限る。(不鮮明・改ざんは出品不可) 4 出品する機械・パーツ・ボディは、出品店が完全な所有権を有し、出品前に、盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。 5 輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性がある機械・パーツ・ボディを出品する場合は、予め予防策を施してから出品をしなければならない。 6 産業機械・パーツ・ボディの出品に対し、下記内容に該当する場合は出品できない。また、該当しない場合でも、アライ A の判断により出品できない場合がある。 (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合またはアライ A が危険と判断した場合 (2) 出品する機械が正常に作動や走行ができない、あるいは、大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合 (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合(カギ・バッテリー・作動油タンク等)	第2条 (出品規定) クレーン・ボディに関する出品の基本を、以下のとおりとする。 1 クレーン・ボディを出品する際は、綿密に品質を確認するとともに、仕様、瑕疵の程度等を誠実に申告すること。 2 出品するすべてのクレーン・ボディについては、製造番号または車台番号が、打刻またはコーションプレート(ステッカー)により確認できるもの(製造時から番号の無いものは除く)とする。 (1) 陸運支局管轄のナンバープレート付き車両(機械)は、打刻による車台番号の確認ができるもの (2) 製造番号とは、クレーン・ボディの出荷時に製品つけられた番号(シリアルナンバー) 3 製造番号または車台番号は、正規な番号のものに限る。(不鮮明・改ざんは出品不可) 4 出品するクレーン・ボディは、出品店が完全な所有権を有し、出品前に、盗難品、犯罪関与品、抵当権設定品、質権、差押、仮差押、ローン中、その他法的問題の対象となっていないことを確認していること。 5 輸送上、転倒や油脂類が漏洩する等の危険性があるクレーン・ボディを出品する場合は、予め予防策を施してから出品をしなければならない。 6 クレーン・ボディの出品に対し、下記内容に該当する場合は出品できない。また、該当しない場合でも、アライ A の判断により出品できない場合がある。 (1) 燃料漏れ、オイル漏れ等が著しく酷い場合またはアライ A が危険と判断した場合 (2) 出品する機械が正常に作動や走行ができない、あるいは、大きな損傷や作業上重大な欠陥がある場合 (3) 出品する機械の主要部品に欠品があり、正常な機能をなさない場合(カギ・バッテリー・作動油タンク等)

ギ・バッテリー・作動油タンク等) (4) 主要部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。ただし、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合は、この限りではない (5) 梱包されていて、中身の確認ができない場合 (6) バッテリー動力の機械で、充電が不十分な場合またはアライ A が、不十分と判断した場合 7 産業機械・パーツ・ボディを出品し成約した出品店は、オークション開催日を含む8日以内に、アライ A が定める「誓約書兼販売証明書」をアライ A に提出しなければならない。 8 出品店が、前項に規定する「誓約書兼販売証明書」の提出期限を遅延する場合または提出ができない場合は、第7章第2条1項から3項に記載の内容に準じ処理を行う。また、その際の代金決済については、第6章第4条に基づいて処理を行う。 9 「誓約書兼販売証明書」は、アライ A 指定のもので、原本を提出するものとしFAX等の写しや記載内容に於ける訂正、誤字、空欄等がある場合は、受付しない。 10 「誓約書兼販売証明書」はアライ A が保管し、落札店には提出しない。	(4) 主要部品、装備品が取り外された(分解)状態の場合。ただし、輸送都合で取り外しの必要性があると認めた場合は、この限りではない (5) 梱包されていて、中身の確認ができない場合 (6) アライ A が、不十分と判断した場合 7 クレーン・ボディを出品し成約した出品店は、オークション開催日を含む8日以内に、アライ A が定める「誓約書兼販売証明書」をアライ A に提出しなければならない。 8 出品店が、前項に規定する「誓約書兼販売証明書」の提出期限を遅延する場合または提出ができない場合は、第7章第2条1項から3項に記載の内容に準じ処理を行う。また、その際の代金決済については、第6章第4条に基づいて処理を行う。 9 「誓約書兼販売証明書」は、アライ A 指定のもので、原本を提出するものとしFAX等の写しや記載内容に於ける訂正、誤字、空欄等がある場合は、受付しない。 10 「誓約書兼販売証明書」はアライ A が保管し、落札店には提出しない。
第3条 (クレーム規定) 産業機械・パーツのクレームについては、以下の基準にて処理を行う。 1 産業機械として区分する出品物のクレームは、オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までとする。 2 パーツとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。クレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン等の後送品については、発送日を起算日として5日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とする。但しクレーン単体より、付属となるリモコン・ラジコン等が先に到着した場合、動作確認が出来ない為、クレーム申告期限を最長でオークション開催日を含む13日間(日曜日を除く)とする。 3 ボディとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。 4 第5章第2条1項及び第8章第2条1項に抵触するとアライ A が判断した場合は、クレームの対象として処理を行う。(クレーム期限についても、アライ A 判断にて決定する。)	第3条 (クレーム規定) クレーンのクレームについては、以下の基準にて処理を行う。 1 クレーンとして区分する出品物のクレームは、オークション開催日を含む5日間(日曜日は除く)以内とし、期間最終日の17時までとする。 2 クレーン単体に付属となるリモコン・ラジコン等の後送品については、発送日を起算日として5日間(日曜日は除く)とし、期間最終日の17時までを受付とする。但しクレーン単体より、付属となるリモコン・ラジコン等が先に到着した場合、動作確認が出来ない為、クレーム申告期限を最長でオークション開催日を含む13日間(日曜日を除く)とする。 3 ボディとして区分する出品物は、非クレーム対象とする。 4 第5章第2条1項及び第8章第2条1項に抵触するとアライ A が判断した場合は、クレームの対象として処理を行う。(クレーム期限についても、アライ A 判断にて決定する。)

内 容

【規約制定】

- ・ アライオークション建機規約
- ・ アライオークション農機規約
- ・ アライオークションフォークリフト規約
- ・ アライオークションパーツ規約
- ・ アライオークションパーツ(バイク)規約

以上